

令和 8 年 監 査 告 示 第 1 号

大野城市監査基準（令和 2 年監委基準第 1 号）の一部を改正する
基準を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 28 日

大野城市監査委員 牟 田 尚 加

大野城市監査委員 松 田 美 由 紀

大野城市監査基準の一部を改正する基準

令和 8 年 9 月 28 日

監委基準第 1 号

大野城市監査基準（令和 2 年監委基準第 1 号）の一部を次のように改正する。

- （１） 次の表中、改正前の欄の条又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の条又は号の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の条又は号を当該改正後の欄の条又は号とする。
- （２） 次の表中、改正前の欄の条、項、号又は号の細分に対応する改正後の欄の条、項、号又は号の細分が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の条、項、号又は号の細分を削る。
- （３） 次の表中、改正後の欄の目次、章名、条、項又は号に対応する改正前の欄の目次、章名、条、項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の目次、章名、条、項又は号を加える。
- （４） 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第 1 号に掲げる場合を除く。

改 正 前	改 正 後
	目次 第 1 章 総則（第 1 条） 第 2 章 一般基準（第 2 条―第 6 条） 第 3 章 実施基準（第 7 条―第 12 条） 第 4 章 報告基準（第 13 条―第 17 条） 附則 第 1 章 総則 （趣旨） 第 1 条 この基準は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 198 条の 3 第 1 項の規定に基づく監査基準として、法、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき行う監査、検査、審査その他の行為の実施及び報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めるものとする。

(目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき行う監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

(監査委員の使命)

第2条 大野城市監査委員（以下「監査委員」という。）は、法令により定められた権限に基づいて、市の事務事業の執行について監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会、市長又は水道事業及び下水道事業の管理者並びに行政委員会等（以下「議会及び市長等」という。）に提出し、公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与するものとする。

(監査等の種類)

第3条 監査等の種類は次の各号に掲げるものとする。

- (4) 公金の収納又は支払の事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による監査） 指定金融機関等に対し、必要があると認めるとき、又は市長若しくは水道事業及び下水道事業の管理者の要求があるときは、公金の収納又は支払の事務が、法令等の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを監査すること。
- (5) 住民の直接請求に基づく監査（法第

第2章 一般基準

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)

第2条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

- 2 監査委員は、この基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するとともに、自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長並びに関係のある行政委員会等（以下「議会及び市長等」という。）に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

75条の規定による監査) 請求に係る事務の執行について監査すること。

(6) 議会の要求に基づく監査(法第98条第2項の規定による監査) 要求に係る事務について監査すること。

(7) 市長の要求に基づく監査(法第199条第6項の規定による監査) 要求に係る事務の執行について監査すること。

(8) 住民監査請求に基づく監査(法第242条の規定による監査) 請求の内容について監査すること。

(9) 例月出納検査(法第235条の2第1項の規定による検査) 会計管理者及び地方公営企業管理者(以下「会計管理者等」という。)の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(10) 決算審査(法第233条第2項及び公企法第30条第2項の規定による審査) 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

(11) (略)

(12) 健全化判断比率等審査(健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査) 健全化判断比率(健全化法第3条第1項)及び資金不足比率(健全化法第22条第2項)並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

(13) 市長又は水道事業及び下水道事業の管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2の8第3項又は公企法第34条の規定による監査) 要求に係る事実の有無等について監査すること。

3 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査等については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、誠実に、かつ、この基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(4) 例月出納検査(法第235条の2第1項の規定による検査) 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(5) 決算審査(法第233条第2項及び公企法第30条第2項の規定による審査) 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

(6) (略)

(7) 健全化判断比率審査(健全化法第3条第1項の規定による審査) 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

(8) 資金不足比率審査(健全化法第22条第1項の規定による審査) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

3 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(監査等を除く。)については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、誠実に、かつ、この基準に従い、その職務を遂行するものとする。

(専門性)

第5条

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に**則って**遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めなければならない。

(質の管理)

- 第6条 監査委員は、この基準に**則って**、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

(監査計画)

第7条 (略)

(**監査専門委員、外部監査人等**との連携)

第12条

- 2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、**監査専門委員、外部監査人等**との連携を図るものとする。

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第13条

- 4 監査委員は、決算審査、**基金運用審査及び健全化判断比率等審査**を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

- 第14条 監査等の結果に関する報告及び意見(以下「報告等」という。)には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

ア 事務の執行、事業の管理状況等についての意見

イ 指摘事項

(専門性)

第5条

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に**従い**遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めなければならない。

(質の管理)

- 第6条 監査委員は、この基準に**従って**、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

第3章 実施基準

(監査計画)

第7条 (略)

(**監査専門委員**との連携)

第12条

- 2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、**監査専門委員**との連携を図るものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第13条

- 4 監査委員は、決算審査、**基金運用審査、健全化判断比率審査及び資金不足比率審査**を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

- 第14条 監査等の結果に関する報告及び意見(以下「報告等」という。)には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) この基準に準拠している旨

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

ウ 勧告事項

2 **前項第3号**の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨及びその他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査 監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

(2) 行政監査 監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

(3) 財政援助団体等監査 監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること

(6) 基金運用審査 市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること

(7) **健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定**の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること

3 **第1項第3号**の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨及びその他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(合議)

第15条 監査等のうち、**報告等**については、監査委員の合議によるものとする。

2 **前項第4号**の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨及びその他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査 監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 行政監査 監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(3) 財政援助団体等監査 監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

(6) 基金運用審査 市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(7) **健全化判断比率審査 健全化判断比率及びその算定**の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

(8) **資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。**

3 **第1項第4号**の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨及びその他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(合議)

第15条 監査等のうち、**次に掲げる事項**については、監査委員の合議によるものとする。

(1) **監査の結果に関する報告(財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。)の決定**

(2) **監査の結果に関する報告に添える意見の決定**

(3) **監査の結果に関する報告に係る勧告の決定**

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(報告等の公表)

第16条

- 2 前項各号に掲げる事項のうち、第3条第1号から第7号まで（第4号を除く。）に掲げる監査に係るものについては、速やかに公表しなければならない。この場合において、公表は、広く市民に周知することができる方法により行うものとする。
- 3 住民監査請求に基づく監査を実施した結果、請求に理由がないと認めるときは、理由を付して請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、議会及び市長等に期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。
- 4 前項の勧告に基づき、議会及び市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。
- 5 前2項に定める公表の方法については、第2項後段の規定を準用する。

(措置状況の公表等)

第17条 監査等の結果、指摘した事項、表明した意見又は勧告した事項については、議会及び市長等から適時措置状況報告を求めるものとする。

- 2 監査委員は、監査等の結果に関する報告の提出を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者から、措置の内容の通知が提出された場合は、当該措置の内容を公表するものとする。
- 3 前項の規定による公表の方法について

- (4) 決算審査に係る意見の決定
(5) 基金運用審査に係る意見の決定
(6) 健全化判断比率審査に係る意見の決定
(7) 資金不足比率審査に係る意見の決定

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第16条

- 2 前項の規定による公表は、広く市民に周知することができる方法により行うものとする。

(措置状況の公表等)

第17条 監査委員は、監査の結果に関する報告において指摘した事項、第13条第2項の規定による意見又は同条同項により勧告した事項について、議会及び市長等に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

- 2 監査委員は、議会及び市長等から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。
- 3 前項の規定による公表の方法について

は、**前条第2項後段**の規定を準用する。

は、**前条第2項**の規定を準用する。

附 則

この基準は、令和8年9月28日から施行する。